

知名町農業委員会第7回定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月23日(金) 午後2時30分～4時40分
2. 開催場所 役場会議室
3. 出席委員

1	平井 久元	11	川内 清弘
2	田尻 博樹	12	先間 秀明
3	東 正亮	13	元榮 章裕
5	永吉 雄子	14	
6	川畑 伸之	15	林 茂
7	福田 則明	16	芦村 利広
8	池沢 清良	17	三原 利昭
9	市來 真吾	18	
10	榮 米子	計	15名

4. 欠席委員

幸山 利忠 中瀬 秀治

5. 事務局職員

事務局長 元榮恵美子 係長 中野吉裕 主査 田中雅俊

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
- 第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第28号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について
- 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

付 議 事 項

事務局長	ただいまから平成29年度第7回知名町農業委員会定例総会を始めます。本日は、14番幸山委員、18番中瀬委員から欠席の報告を受けていますが、定足数に達していますので、総会は成立いたします。それでは、会長から会務報告をお願いします。
会 長	前回総会から昨日までの会務報告をいたします。 10月4日 沖永良部地区 青年農業者会議 10月11日 南三町ブロック別研修会
議 長	これより議題事項に入ります。 それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、7番福田、委員8番池沢委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の中野氏、田中氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。それでは、日程第2の議題事項に入ります。議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。 【議案第26号について朗読】 本日は売買4件、贈与2件、使用貸借1件となっております 1番1号赤嶺屋地原〇〇903㎡外3筆計4筆の5,005㎡使用貸借です。貸人〇〇さん借人〇〇さん。 2番1号上平川前當〇〇1,663㎡を含む計2筆の2,368㎡売買です。譲渡人〇〇さん譲受人〇〇さん、対価〇〇円。 3番1号田皆野竿津〇〇5,145㎡売買です。譲渡人〇〇さん譲受人〇〇さん。対価〇〇円。 4番1号田皆西原〇〇1,289㎡を含む計3筆の4,074㎡売買です。譲渡人〇〇さん譲受人〇〇さん、対価〇〇円。 5番1号田皆下座〇〇1,650㎡を含む計5筆11,627㎡売買です。譲渡人〇〇さん譲受人〇〇さん

○さん、対価○○円。

6番1号黒貫大堂○○1, 114㎡を含む計19筆25, 176㎡贈与です。譲渡人○○さん譲受人○○さん7番1号竿津宇田美川○○4, 818㎡贈与です、譲渡人○○さん譲受人○○さん。

議長 事務局の説明が終わりました。地区担当委員から補足説明をお願いします。

11番委員 はい、1番について説明します。譲渡人と譲受人は、親子です。譲受人は、サトウキビを作っています。機械類はすべて揃っています。隣の住人でしたので、確認してきました、またこの畑は、株出しがされてました。農地の効率的利用を行い地域農業を阻害するおそれはありません。ご審議よろしくをお願いします。

11番委員 14番委員が本日欠席のため先に調査報告書を預かっていますので2番説明します。譲渡人と譲受人は知人です。譲受人はバレイショを作っています。機械類はすべて揃っています。バレイショ植え付けの準備中でした。

9番委員 3番から5番までまとめて説明します。譲受人と譲渡人は知人です。3番譲受人は、認定農業者でバレイショ、サトウキビを作っています。機械類は全て揃っています。現在、他の人がサトウキビを作っていますので、刈取りしだい引き渡すそうです。4番譲受人は、認定農業者でサトウキビを作っています。機械類もすべて揃っています。この農地は現在、他の方がユリ球根を栽培していますので収穫後引き渡すとのことです。5番譲受人は、奥さんが認定農業者となっております。機械類もすべて揃っています。この農地は他の方がサトウキビを植えていますので、収穫後に引き渡すとのことです。

17番委員 6番説明します。譲渡人と譲受人は義兄妹です。妹が農業を行っていましたが、体調を崩し姉の夫に贈与するとのことです。70頭規模の畜産農家です。畑はすべて牧草が植えてあります。

12番委員 7番説明します。譲渡人と譲受人はいとこです。譲受人はサトウキビを作っています。機械類はすべて揃っています。

議長 事務局、地区担当委員からの補足説明が終わりました。何か他に質問はありませんか。

11番委員 5番の譲受人は何を作っていますか。

3番委員 サトウキビを作っています。

議長 他に質問はありませんか、よろしいですか。

(はいの声)

議長 それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定します。続きまして、議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 今月は1件の申請が上がっています。

申請人の住所及び氏名

転用事業者 知名町正名 ○○さん 譲渡人 知名町正名 ○○さん外3名

土地の表示 知名町大字正名○○ 1, 528㎡

事業計画 農業用倉庫1棟 200.00㎡ 合併浄化槽 6.48㎡

農業用機械置場 101.76㎡ 農業用資材置き場 125.52㎡

貸農業用倉庫 200.00㎡

資金調達計画 平成元年に既に建築済み(追認申請)

追認事項ですので、始末書が出ております。ご確認ください。

議長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

7番委員 説明します。転用事業者と譲渡人は母親と兄弟です、ここはもう現在利用されています。あとは、始末書に記載の通りです。

議長 事務局、地区担当委員の説明がおわりました。何か質問はございませんか。

(なしの声)

2番委員 すみません、今回の議案にはないのですが、転用申請で一般住宅は500㎡、農家住宅は1,000㎡と基準面積がありますが、少しだけたとえば全体の面積が600㎡とかの場合あとは、農地として残しても利用価値はありませんよね。申請者がきちんと分筆登記をすればいいのですが、そのまま申請面積以上に利用した場合違反転用になるのではないのでしょうか。

事務局 そうならないためにも、農業委員会では分筆登記を確実に行って頂くよう、説明をしていかななくてはならないと思います。また、残地については、面積等考慮し確実な転用申請をお願いしたい。

議長 それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、ただ今の原案に対して、許可決定いたします。

それでは、議案第28号知名町地区農用地利用集積計画(案)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第28号について説明します。本日は賃貸借2件、使用貸借1件、所有権移転1件となっております。

1番1号 赤嶺與名原○○403㎡基盤整備済みを含む計7筆10,655㎡貸人竿津○○さん借

人竿津〇〇さん。  
 2番1号 上平川前原〇〇186㎡基盤整備済みを含む計3筆の4,475㎡貸人愛知県〇〇さん  
 借人上平川〇〇さん。  
 3番1号 上平川前原〇〇1,463㎡基盤整備済みを含む計2筆の1,954㎡貸人神奈川県〇〇  
 さん借人上平川〇〇さん。  
 所有権の移転 1番1号屋者セキナハ〇〇2,995㎡を含む計3筆4,939㎡所有権移転をする  
 者芦清良〇〇所有権移転を受ける者公益財団法人鹿児島県地域振興公社 以上です。  
 議 長 地区担当委員補足説明をお願いします。  
 12番委員 1番について説明します。貸人と借り人は親子です。作物はサトウキビを作っています。機械類は  
 すべて揃っています。  
 11番委員 14番委員が欠席ですので、調査書を預かっていますので2番3番について説明します。2番、3  
 番の貸人と借り人は知人です。借り人はサトウキビ、バレイショを作っています。機械類は全て揃っ  
 ています。すべての農地とも植え付けの準備中とのことでした。  
 事務局 所有権移転について地区委員の説明の前に報告します。この農地は認定農業者である〇〇さんが買  
 い受ける予定です。  
 15番委員 それでは、説明します。この農地は基盤整備済みで植え付けの準備中でした、担い手が規模拡大す  
 る為には、十分な農地であると思われます。  
 議 長 事務局と地区担当委員からの説明が終わりました。何か聞きたいことはありませんか。  
 (なしの声)  
 よろしいですか。  
 (はいの声)  
 それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いします。  
 (挙手全員)  
 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、許可決定いたします。次に報告第10号 農地  
 事務局 法第18条第6項の規定による届け出について、事務局報告をお願いします。  
 今月は、4件の申し出がありました。  
 1番瀬利覚麦屋〇〇984㎡を含む計2筆1,447㎡合意解約  
 2番芦清良前兼久〇〇2,525㎡を含む計5筆11,352㎡農地中間管理事業へ載せ替えです。  
 3番屋者中津ノ〇〇4,134㎡を含む計6筆14,305㎡農地中間管理事業へ載せ替えです。  
 4番下平川大竿〇〇3,081㎡を含む計2筆4,159㎡農地中間管理事業へ載せ替えです。  
 議 長 何か質問はございませんか。  
 (なしの声)  
 議 長 次に報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、事務局報告をお願いしま  
 す。  
 事務局 報告します。今月は3件の届け出がありました。  
 1番1号 上平川花城〇〇428㎡相続です。あっせん希望なし  
 2番1号 上平川前原〇〇355㎡を含む計筆8,385㎡相続です あっせん希望なし  
 3番1号 住吉下田〇〇1,940㎡を含む計4筆7,689㎡相続です あっせん希望なし  
 議 長 事務局からの報告が終わりました、なにかございませんか。  
 (なしの声)  
 それでは、本日の議題事項はすべて終了しました。その他で何かございませんでしょうか。  
 (なしの声)  
 事務局 事務局から、その他についてお願いします。  
 農地等の利用の最適化の推進に係る指針について  
 農業新聞の推進について  
 農地基本台帳農業者等調査について  
 議 長 次回定例総会は、11月24日となっております。  
 これをもちまして、10月定例総会を終わります。ご苦労様でした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名押印する。

平成29年10月23日

議 長 平井 久元

署名委員 福田 則明

署名委員 池沢 清良